

## 裁判官から教職へ

高野 耕 一

(法学部教授)

平成元年（1989年）5月11日の満了をもって、私は裁判官を定年退官しました。

36年間の裁判官生活をふりかえってみますと、色々な感慨があるわけではありますが、何といいたとしても、退官2日前の9日に言い渡した「雫石事件」（昭和46年7月30日、岩手県雫石町上空で全日空機と自衛隊戦闘機とが空中衝突し、全日空機の乗員乗客162名が全員死亡した事件）の判決のことが、最も生々しく思い浮ぶのであります。おかげをもちまして、あれも上告なくして確定したようではありますが、私としては、そこで考えさせられた諸点のうち次の3点についてだけ述べさせていただきます。

まず第一の点ですが、私は言渡しの日から逆算して9ヵ月位のうち約6ヵ月はほとんど、そしてその余の最後の約3ヵ月は全く、法廷を離れてあの事件に没頭したのですけれども、裁判官があまりにながく法廷を離れるということは、やはり陸（おか）にあがった河童みたいなもので、裁判官として何か本質的に大切なものが干上ってしまうのではないかという危懼の念を払拭することができませんでした。

第二の点は、あのように大きく難しい事件において、当事者の双方（雫石事件では、国と全日空ほか著名保険会社10社）が、数多の人員と多額の資力を投入して、しかも極めて科学的専門的な領域について、熾烈な論戦論証をくりひろげる場合、今のような裁判体制でよく太刀打ちできるのかということでもあります。私共の三人の合議体の場合は、幸い優秀な主任裁判官にめぐまれたこともあって、辛苦の末どうやら太刀打ちできたのではないかと思います。それにしても他の事件処理に対する影響は必至で、関係者の方々に色々御迷惑をかけたことを遺憾としております。

第三の点は、公平に審理し、公平に証拠の評価判断をし、公平な判決にこぎつけるということがいかに難しいかということでもあります。この事件について私が及ばずながら最も意を用いたところはそこにあつたといっても過言ではありません。職を終るにあたって私は、いよいよますます、裁判官にとって最も大切な心構えは、とことん公平を保つということ、いわば「公平のプロ」に徹するということであると痛感したのであります。

雫石事件を離れて、あらためて裁判官として過ごした36年間を顧みますと、私には、その間一貫して関心を持ち続け、こだわり続けたと言ってもよい二つのことが見えてくるの

であります。

その一つは、家事事件・人事事件に対するこだわりです。もともと私は、大学の学生時代、家族制度に興味をもったことから、一実務家として、家事事件・人事事件を取り扱いたいということで裁判官を志したのでした。36年間の裁判官生活のうち、通算しますとその約三分の一の期間にわたって、ほぼ専門的に家事事件・人事事件に携わることができました。そして私なりに所期の目的は果したと思っております。しかも定年直前に、拙い論稿をあつめた本ではありますが、「財産分与・家事調停の道」（日本評論社）という一書を世に出すことができ、昨年図らずも、「第二回尾中郁夫・家族法學術賞」を与えられました。したがって、家事事件・人事事件を裁判官として専心取り扱いたいという本懐は遂げたばかりか、その成果の一端を書物にも残し得た幸運を喜ばずには居られません。お笑いになるかも知れませんが、私は私の裁判官としての最後の法廷の最後の判決言渡しに、市井の一離婚事件を意識的に入れておいたのです。雫石事件ではなかったのであります。これは、この点の私のこだわりの深さのあかしというべきでありましょうか。

もう一つのこだわりは、口はばった言い方ではありますが、裁判官とは何かということでもあります。端的に申しますれば、裁判官は裁判に精魂を傾ける以外の何者でもないのではないかということでもあります。陸にあがった河童ではいけないのではないかということでもあります。この問題意識は、私の最も初期の、今申した本にも収められている「家事調停における裁判官の責任」という論稿によっても明らかに提示されております。つまりその中で、私は、裁判官としては最も距離の遠い、敢て言いますならば、相当程度まで調停委員などの存在によって人任せが容易かつ普通の家事調停の場での、裁判官の役割や責任、つまりはそのあるべき姿を追及し、いささかの実践をしたことを明らかにしたのでした。その後その問題意識は、程度こそ推移はあったものの、一貫した関心事として持ち続け、裁判官生活の終りの、福島地裁所長時代の2年余をはさむ前後約9年間、東京高裁で民事事件プロパーを担当し、1件1件の事件処理、なかんずく雫石事件等の難件処理に全力を尽くしたことによって、私は私なりの回答を出したつもりでおります。ちなみに、私は定年まで裁判をやることを心にきめ、後に述べます大東文化大学の教授の職は、定年退官後でなければおうけできない、これは条件だと強く主張したのですが、この点のこだわりとかかわりがあるように思います。

大学時代の恩師丸山真男先生から、「名判決を残しての退官に心残りはいささかもなかったと思われます。」という書状を頂いたとき、「名判決」かどうかはともかくとして、「心残りはいささかもなかった」という点は、全くかけ値なしにそのとおりでありました。

いずれにしましても、北は旭川から南は那覇、西は大阪から東はシカゴ（留学地）まで、

振幅の多い転任等がありましたが、いずれの地にも得るところが大きく、更には家庭裁判所の家事審判官と司法研修所の教官という願ったりの部署も与えられ、地裁、家裁の所長も一度ずつ経験させてもらい、最後は、民事裁判プロパーに専念し、雫石事件を裁判長として担当し締めくくったということは、——私なりに苦しいこと、憤ろしいことがあったにせよ——やはり私の裁判官生活は良かったと断言して憚りません。それにつけても、私のような不東な者へ寄せられました多くの方々の寛容と御支援に、あらためて深甚な感謝の意を表させていただきます。

さて、退官後は、一日おいた5月13日付で大東文化大学の柄にもなく法学部教授となり、その二日後の15日から登校し、爾来週三日債権各論や親族法などの講義と演習を学生や院生を相手にやっております。

これは、その前年の5月頃のある日突然、畏敬する先輩判事の吉岡進先生から、自分の後釜にこないかとおすすめを受けたことに始まるのであります。もともと私は、大学時代法律が苦手で、親族法などに辛うじて興味をもったくらいですから、65歳の定年後まで法律を身過ぎ世過ぎの糧としようとは、本当に夢にも思わなかったのです。年金と家事調停委員とで余生を送ればそれで足りると考えていたのです。しかし、吉岡先生は、私の司法修習生時代の他クラスの教官でしたが、二回試験の口述で散々しぼられ、以来このいわば幼児体験が、私をして先生の前に出ると金しばりの状況を現出させるのです。それと、このお話があったころ、大学案内なるものを見ましたらば、大東文化大学の校歌「流れは遠し東洋の」の作詞者が、私の東京府立五中時代の五年間国語を担当して下さった、これまた畏敬してやまない谷鼎先生であったということを見出し、ここには何か見えない糸というか、縁があると思ったのでした。結局、私のなかにある情緒的で非合理的要素が、この大学の職を志向させたと言ったら言いすぎでしょうか。

以上あれこれ考えますと、私の選んだ人生は、一貫しているようでいて、本当に一貫しているのかあやしくなってくるのであります。そこへ、これも大学時代の恩師の来栖三郎先生から、驚くべき書状を頂いたのです。

「高野さんはこういわれると気をわるくされるかも知れませんが、つらつらおもんみるに、私は高野さんにとって裁判官が向いていたかどうか、疑問に思っていました。いまでも思っています。むしろ小説家をふくめた文筆家でなければ、教授職が適していたのではないかという気がしてなりません。ながい迷い路を通過して、適職についた、と大いに喜んでおります。」

さきの丸山先生の書状にも、「貴兄はもともと教育者の素質があります」という一句があり、教師という職が私にとって適職であるかについては敢て異を唱えるつもりはありません。

んが、そして現実にこの大東文化大学の教職に就いたことを喜んではおりますが、36年間に及ぶこれまでの私の人生そのものともいってよい裁判官生活が、もしも「迷い路」だったとすると、一体私の人生とは何なのかと沈思せざるをえないのであります。一貫した一筋の道とみえたものが、実は「迷い路」にすぎなかったとしたら……。いま私は、この間のおかげで、私個人の生き方を超えて、人間の一生というものについても、あらためてつくづく考えさせられているのであります。